

NEWS LETTER

9月1日は防災の日です。これからの季節は、台風などによる風水害が発生しやすい時期でもあります。

自社の防災採択は十分かどうか、見直しをしてみたいはいかがでしょうか。

掲載内容に関してご不明点がございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



■働き方改革セミナー 9月4日・14日に開催します
■退職時に年次有給休暇をまとめて取得する従業員への対応について

■9月お仕事備忘録
福井県の最低賃金

9月 年金無料相談会のお知らせ
平成30年9月13日(木) 9:00~12:00

今月のリヴルガーデン



夏の甲子園が盛り上がる8月となりました。甲子園球場での開会式で一番印象に残っているのは、開会式途中の水分補給タイムです。熱中症対策に気を配っていることが伝わりました。

今年の夏は、熱中症の被害が全国で多発しています。特に気をつける場所は、キッチンです。火を使うことが多いキッチンでは熱と蒸気が発生して高温多湿になります、また冷房が当たりにくいトイレでも熱中症になりやすく、室内で発生する熱中症の2割がトイレというデータがあります。トイレは意外でびっくりしました。

社労士制度創設50周年 福井県社会保険労務士会50周年記念事業

【 森永卓郎 講演会 】

平成30年11月3日(土・祝) 13:00開講

福井県織協ビル8F801大ホールにて

参加希望の方はリヴル総研にご一報下さい

社会保険労務士法人 リヴル総研

奥村繁子行政書士事務所

〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-19

TEL:0776-68-1600 FAX:0776-68-1610

<http://www.libresouken.com/>

働き方改革セミナー

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます。
「働き方改革って何？何から始めれば良いの？」皆様の疑問にお答えします。

日時：① 9月4日(火)10:00~11:00

働き方改革セミナー（導入編）

② 9月14日(金)10:00~11:00

働き方改革セミナー（初級編）

講師：社会保険労務士 横井真澄

場所：リヴル総研会議室



①は初めて人事労務に携わる方を対象にした内容ですので、人事労務に関する基礎知識がある方は受講不要です(働き方改革の内容までは踏み込みません)。②のみご参加も可能です。ぜひご参加下さい。

セミナーご参加の申し込みはお電話もしくは、各担当者までご連絡下さい。

社会保険労務士法人 リヴル総研 TEL：0776-68-1600

1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

退職時に年次有給休暇を まとめて取得する従業員への対応

このコーナーでは、人事労務管理で頻繁に問題になるポイントを、社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で、分かりやすくお伝えします。

当社では、従業員の多くが退職前に、残っている年次有給休暇（以下、「年休」という）をまとめて取得した上で退職していきます。先日、今年度の年休が付与された直後に、その付与されたものも含めて40日間の年休を取得した従業員がおり、さすがにそれは行き過ぎではないかと感じました。



総務部長

そうでしたか。そのような取得をされると、会社としては年休の趣旨に合わず、どうなのだろうと感じることもあるでしょう。ただ、年休は勤続年数に応じて一定の日数が付与日に与えられるものであり、付与日以降は、従業員に取得する権利が発生します。従業員が権利を行使したときには、時季を変更する権利を除き会社はその年休を取得させなければならず、退職前にまとめて取得することを拒むことはできません。



社労士

なるほど、やはりそうですね。これに関連して、時折「残りの年休を全部消化した日を退職日としてください」と申し出てくる従業員がいます。当社では年休の残日数を給与明細に示していることもあり、従業員自身で年休を取得する日も考えて退職日を申し出て欲しいと思っています。



実務では耳にする話ですが、自己都合退職であれば、従業員が退職日を指定して申し出るものですから、年休を取得する日も、退職する日も従業員自身で具体的な日付を指定するように指示すべきでしょう。



承知しました。ちなみに退職日を従業員が決めて退職願を提出した後に、残っている年休を取得しきれないから、会社の休日に年休の日を当てて欲しいという申出もあります。



さすがにそれを認める必要はありません。そもそも年休は労働日に対して取得できるものですので、休日を取得することはできません。退職日までに取得できない分は消滅することになります。



やはりそうですね。そのような申出があったときには断っていたので、これまでどおりの対応を続けることにします。



そうですね。退職者が退職前に年休をまとめて取得することは、他社でも多く見られます。その原因のひとつとしては、恒常的に年休を消化できないということもあるのでしょうか。2019年4月以降は労働基準法の改正に伴い、年休が10日以上付与される従業員に対し、1年に5日は時季を指定して与えなければならないこととなります。このような法改正を良いきっかけとし、年休を取得しやすい環境を整えることが必要になるのでしょうか。



取組みを強化します。ありがとうございました。



【ワンポイントアドバイス】

1. 一度付与された年休は、従業員に行使する権利がある。
2. 年休は、労働日に対して取得できるものであり、休日には取得できない。
3. 2019年4月より10日以上年休が付与される従業員について、年5日の年休取得の義務化が始まる。

台風シーズンですので、防災や安全対策の見直しを図り、万が一に備えておくことも大切です。

2018年9月

お仕事備忘録

1. 社会保険料 定時決定結果の反映 (9月より)
2. 障害者雇用支援月間
3. 国民年金保険料の後納制度の終了
4. 内定式の準備
5. 防災や安全対策の見直し

福井県の最低賃金が
平成30年10月1日より変更になります。
時間額778円から**25円アップ**の
803円になる予定です。

1. 社会保険料 定時決定結果の反映 (9月より)

7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9月分(10月末納付)からです。従業員の給与からの社会保険料控除(翌月控除、当月控除)については各々の取扱いをご確認ください。

2. 障害者雇用支援月間

9月は障害者雇用支援月間です。平成30年4月には障害者雇用促進法の改正に基づき、新たに精神障害者が障害者雇用率の算定に加わるとともに、民間企業の障害者雇用率が2.0%から2.2%へと引上げになりました。また、平成33年4月までには2.3%への引上げも決定されていますので、雇用する障害者数が法定雇用率を満たしていない企業は、達成に向けた取組を強化していきましょう。

3. 国民年金保険料の後納制度の終了

過去5年以内の期間に納め忘れた国民年金保険料を納付できる後納制度が、平成30年9月30日で終了します。後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。後納制度を利用するためには、「国民年金後納保険料納付申込書」を提出します。なお、平成30年9月30日は日曜日のため、平成30年9月28日までに、年金事務所にて手続きを行う必要があります。

4. 内定式の準備

日本経済団体連合会の採用選考に関する指針に基づき、新卒者の正式な採用内定を10月1日とし、当日に内定式を予定されている企業も多いことでしょう。よって9月の早い時点で当日のスケジュールを検討し、内定者に通知を行うことが求められます。遠方から参加する学生については、宿の手配も必要になり、内定通知書の授与を行う場合はその準備、研修を行う場合は講師への依頼や資料の準備などがあります。是非とも、この内定式を交流の図れる機会としたいものです。

5. 防災や安全対策の見直し

[防災対策]

9月1日は防災の日です。折りしも台風シーズンで、風水害が多発する季節でもあります。防災対策の見直し機会と捉えて、再点検しましょう。

- 大雨で雨もりがしてしまうかも！

施設や工場等、適宜点検・修理依頼をしましょう。

- 万が一が起きてしまう前に！

ライフラインが途絶えてしまう危険も考え、日頃からの準備が肝要です。

- ・非常時用の医薬品等の準備や使用期限等の見直し
- ・書類を重要度に応じた表示や区分をして整理

避難経路、避難場所、緊急連絡網の整備もしましょう。

[交通安全運動]

秋の全国交通安全運動が9月21日から9月30日にかけて行われます。最近では自動車に限らず、自転車の交通安全に関する取組も進められています。自転車による事故であっても、加害者が高額な損害賠償を負うケースがあり、一部の地方自治体では自転車損害賠償保険の加入義務化を条例で定めています。業務や通勤で自転車を利用する場合は、この機会に安全運転の徹底と保険加入状況の確認をしておくようにしましょう。